

## 函館市子育て支援短期利用事業実施要領

子育て支援短期利用事業の委託について、契約に定めるもののほか、その実施にあたっては、この要領に基づき履行するものとする。

### （利用対象者）

第1条 事業の対象となる者は、保護者が次に掲げる理由により一時的に家庭における養育が困難な児童であって、他に養育する者がいない1歳以上の児童または経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子とする。

(1) 疾病，出産，看護，事故，災害，冠婚葬祭，失踪，転勤，出張および学校等への公的行事への参加

(2) 育児疲れ，育児不安

(3) その他前2号に類すると函館市福祉事務所長（以下「所長」という。）が認める理由

### （事業の内容）

第2条 この事業は、一時的に養育・保護を必要とする児童または母子に対し、適切な処遇が確保される施設において養育・保護を行うものとする。

### （利用の期間）

第3条 利用の期間は、7日以内とする。ただし、利用者にやむを得ない事情があると認められる場合には、必要最小限の範囲内で利用期間を延長することができる。

2 実施施設の長は、前項に規定する期間の延長を行う場合、すみやかに所長に報告するものとする。

### （施設への送迎）

第4条 実施施設は、児童または母子の入所および退所時における送迎については、原則として行わないこととする。

### （利用の申請）

第5条 実施施設の長は、申請者から申請書を受理した場合、すみやかに所長に提出するものとする。

### （利用の決定）

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の状況等必要な事項について調査のうえ、事業の利用の承認または不承認の決定をし、その内容を実施施設の長に通知するものとする。

### （負担額の徴収）

第7条 実施施設の長は、事業を利用する児童の保護者から、当該養育に要する経費の負担額として、別表第1の利用者の世帯区分の欄に掲げる世帯区分に応じ、同表1人1日あたりの負担額の欄に定める額を徴収するものとする。

### （補 則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

別表第 1 ( 第 7 条関係 )

利用者の世帯区分		1 人 1 日あたりの負担額		
		1 歳 以 上 2 歳未満の児童	2 歳以上の児童	緊急一時 保護の母親
A	生 活 保 護 世 帯	0 円	0 円	0 円
B	市 民 税 非 課 税 世 帯	0 円	0 円	0 円
C	前記に掲げる以外の世帯	2 , 6 7 5 円	1 , 3 7 5 円	3 7 5 円